

きょうと福祉健康部だより

2014年 秋

高齢者の方を狙う犯罪急増-京都府警が緊急メッセージ

すっかり有名になってしまった「オレオレ詐欺」「振り込み詐欺」これだけ有名になっているにもかかわらず減る気配がありません。

先日知り合いになった向日町警察署の刑事さんも増え続ける「オレオレ詐欺」の取締に忙殺されているとのことでした。

まさかうちにはないと思う前にもう一度
「この電話、本当なの？」 と考える必要があります。



警察本部長も府民の皆さんに緊急メッセージで訴えています。

* * * * *

特殊詐欺被害根絶に向けた京都府警察本部長緊急メッセージ

府民の皆様へ

本年に入り、電話で警察官や金融庁職員、証券会社社員等をかたって、お年寄りから多額の現金を騙し取る被害が急増しています。

1件当たりの被害額は、1,000万円を越えています。

今後、お年寄りを中心に更に被害が拡大する恐れがあります。

不審な電話やパンフレットが届いたときは、即警察に通報して下さい。

そこで、被害にあわないとための 3つの行動指標

*午前中のお金の用立て電話は即警戒！

*心当たりのない会社からの電話やパンフレットが来たら即通報！

*ゆうパックやレターパック、宅配便での送金依頼は即 110 番



よろしくおねがいします！！

有限会社 おとくに福祉研究所
きょうと福祉健康部

〒617-0824
長岡京市天神 4 丁目 7-12 ハイツ東台 101 号
TEL 075-958-2560
FAX 075-957-2808



専門職とボランティア を支援認定の方々の支援に 専門職はいらない?

政府は介護保険制度の「改革」の柱に現在の予防給付に相当する方のホームヘルプとデイサービスを介護保険制度から外すとしています。

そして、地域の多様なサービス主体、ボランティアなどで支える仕組みを作ることとしています。果たしてそのようなことが可能になるのでしょうか？この考え方は国がいかに社会福祉を理解せず制度設計を行っているかを示していると思います。

表面的に見るとホームヘルパーは「介護」すなわちオムツ交換、移乗、移動、掃除という労働だけを提供しているように見えます。

ですが介護労働の本質は対象になる人の心の交流を通じて、その人の意欲を引き出し、その人の力を阻害するものを探しながら再び命を燃やす力を引き出すことがあります。

どのような仕事をボランティアの皆さんができるのでしょうか？

今まで無くボランティアは「人のために役立ちたい」と言う善意に支えられた行動です。それは反面「使命」ではありません。

社会福祉の援助をもっと必要とするのは地域や家族の中でうまく生きていけない方です。「介護」を提供すればするだけではあります。

過去にわたしが援助をしていた方にこんな男性がいました。

支援がうまく動き、その方が在宅生活を過ごしていくのに最後に残った問題は孤独感でした。

そこで「お話し」ボランティアが訪問することになりました。ですが彼はそのボランティアの方々の気分を害する発言を何度もしてしまい結果ボランティア派遣は中止。

再び孤独な生活に戻ってしまいました。

職業としての支援、専門職としての支援ではないボランティアの方ですからこの結論は批判すべきではありません。助け合いでは困難の解決には至らない。そんな事例は沢山あります。

介護の社会化を捨て、再び「助け合い」に逆行させる動き。これは許すべきではありません。



書評

ここまでできる! ホームヘルプサービス

「利用者の望む暮らし」を実現するために
(介護保険活用ブックレット)

単行本 - 2010/4/1

大阪社会保障推進協議会(編さん),
よりよい介護をめざすケアマネジャーの会(編さん)
単行本: 128 ページ
出版社: 日本機関紙出版センター(2010/04)

きょうと福祉俱楽部が開設されて10年、
時代は介護を社会化するどころか
再び自己責任へと逆行しています。

「利用者と働く人の人権をまもる」を掲げるわたしたちの事務所にはこの逆流の中、「介護保険が使えない」と相談が寄せられています。

その背景は介護給付の抑制のためさまざまな「ローカルルール」や厚労省が現場を混乱させる通知、通達を発する中、ケアマネジメントやホームヘルプの現場が萎縮をして自主規制が進んでいることがあります。

この本は大阪府下で働くわたしたちケアマネジャーや公務員の仲間が理不尽な大阪府の指導に抗し、厚労省の通知を子細に検討し、大阪府の指導を跳ね返す根拠を蓄積して現場に示したものです。

例えば医療機関内部での「受診援助は介護保険ではできない」と当地でも誤解をされている現場があります。それを厚労省通知に基づきどうマネジメントすれば可能なのかなど、現場や利用者が今現在直面している問題を利用者の人権を守る立場でわかりやすくQ&Aを交えながら解説しています。

今相談援助の現場、介護保険の利用者が直面する問題を解決するため、利用者も援助者どちらにも役立つテキストです。

[介護保険活用ブックレット]

ここまでできる! ホームヘルプサービス

「利用者の望む暮らし」を実現するために

大阪社会保障推進協議会(編さん)

- これもしてくれないの?
制限だらけの訪問介護
- 適切なケアマネジメントで
必要なサービス提供は可能
- 介護保険の
ホームヘルプサービスとは
- ヘルパーの役割を考える**

日本機関紙出版センター